

おおい町学生合宿誘致推進事業補助金交付要綱

〔平成23年4月1日〕
告示第 64 号

改正 平成25年4月1日告示第75号
平成26年3月5日告示第17号
平成26年7月1日告示第142号
平成27年3月24日告示第64号
令和2年4月1日告示第131号
令和5年7月21日告示第160号
令和7年4月1日告示第142号
令和8年4月1日告示第112号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における学生合宿の開催を促進させるための補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、おおい町補助金等交付規則(平成18年おおい町規則第32号)及びおおい町商工観光課所管補助金等交付要綱(平成20年おおい町告示第35号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業(以下「事業」という。)は高等学校、短期大学又は大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定するものをいう。)の生徒又は学生等で構成する運動系及び文化系の団体(以下「団体」という。)が本町内に宿泊して行う合宿で次の各号に定める要件のいずれも満たすもの(以下「合宿」という。)とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設に宿泊するものであること。

(2) 本町区域内で、前項に掲げる施設に宿泊する団体の生徒又は学生等の1泊当たり人数に連続して宿泊する日数を乗じて得た人数(以下「延べ人数」という。)が20人以上であること。

2 前項の対象事業期間中、県外の団体が合宿で次に掲げる福井を知る取り組みや地域住民等との交流事業を行った場合は、地域交流活動費を交付する。

(1) 観光施設の見学

(2) 農林漁業体験

(3) ものづくり体験

(4) スポーツ、文化団体との交流、指導

(5) 地域住民との交流

(6) その他町長が認める活動

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業

としない。ただし、町長が特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 単に公式大会やイベントに参加することのみを目的とするもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (4) 町又は町関係団体（町から補助金等の交付を受けている団体をいう。）から補助金、助成金等の交付を受けているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、合宿の主催者とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において次の各号により算定した額とする。ただし、1団体1回につき20万円を限度とする。

- (1) 県外の団体の合宿について、第2条第1項第2号に規定する延べ人数に1,500円を乗じて得た額
 - (2) 県内の団体の合宿について、第2条第1項第2号に規定する延べ人数に1,000円を乗じて得た額
- 2 県外の団体が第2条第2項に規定する地域交流を行った場合は、参加人数に1回あたり250円を乗じて得た額を、前項の補助金の額に加算する。ただし、複数回地域交流活動を行った場合、地域交流活動回数は泊数を上限とする。

（交付の申請）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を事業の開始日までに町長に提出するものとする。

- (1) おおい町学生合宿誘致推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 町長は前条に規定する申請書その他の書類の提出のあったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

（決定の通知）

第7条 町長は、補助金の交付を決定したときは、おおい町学生合宿誘致推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付の変更申請及び承認）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請に係る事項を変更しようとするときは、速やかに事業計画変更承認申請書（様式第4号）を

町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業の趣旨及び概要、補助金の額（交付決定額の30%以内の減額は除く。）以外の軽微な変更については、この限りでない。

- 2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業計画変更承認書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) おおい町学生合宿誘致推進事業補助金実績報告書（様式第6号）
- (2) 事業実績内訳書（様式第7号）
- (3) 宿泊証明書（様式第8号）
- (4) 地域交流活動報告書（様式第9号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、交付確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助事業者は補助金の交付を請求しようとするときは、請求書兼振込依頼書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、請求書兼振込依頼書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けるとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が特別の理由があると認めるとき。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

（特例措置）

- 2 令和5年7月21日から令和9年3月31日の間に行った合宿に限り、第4条第1項第1号中「1,500円」とあるのは、「2,000円」とする。

- 3 令和5年7月21日から令和9年3月31日の間に行った合宿に限り、様式第1号及び様式第6号中「1, 500円」とあるのは、「2, 000円」とする。

附 則（平成25年4月1日告示第75号）
この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月5日告示第17号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後のおおい町学生合宿誘致推進事業補助金交付要綱第4条の規定は、施行日以後の事業開始に係る補助金額について適用し、施行日前の事業開始に係る補助金額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年7月1日告示第142号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後のおおい町学生合宿誘致推進事業補助金交付要綱第4条の規定は、施行日以後の事業開始に係る補助金額について適用し、施行日前の事業開始に係る補助金額については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月24日告示第64号）
（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後のおおい町学生合宿誘致推進事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の事業開始に係る補助金額について適用し、施行日前の事業開始に係る補助金額については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日告示第131号）抄
（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月21日告示第160号）
この告示は、令和5年7月21日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第142号）
この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日告示第112号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

おおい町長 様

住 所
団 体 名
主 催 者 氏 名

㊟

おおい町学生合宿誘致推進事業補助金交付申請書

下記のとおりおおい町学生合宿誘致推進事業を実施したいので、補助金を交付されたくおおい町補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|----------------|----|----------|
| 1 | 補助金交付申請額 | | 円 |
| | 内訳 | | |
| | 宿泊延べ人数 | 県外 | 人×1,500円 |
| | 宿泊延べ人数 | 県内 | 人×1,000円 |
| | 地域交流活動延べ人数 | 県外 | 人×250円 |
| 2 | 事業計画書 | | |
| 3 | その他町長が必要と認める書類 | | |

様式第2号（第5条関係）

事業計画書（事業計画変更書）

1 高等学校、短期大学又は大学に関すること

団体	住所	
	高等学校、短期大学又は大学等の名称	
	部、クラブ等の名称	
合宿の趣旨、概要等		
宿泊（予定）年月日		年 月 日～ 年 月 日
宿泊人数	実人数	人
	延人数	人
主催者連絡先		
通知等郵送先		

2 宿泊に関すること

住所		名称	
----	--	----	--

3 利用する体育館、文化施設等に関すること

名称	
----	--

4 地域交流活動に関すること

実施年月日		活動人数	
活動場所		活動内容	

5 予算に関すること

収入	金額	支出	金額
合計		合計	

様式第3号（第7条関係）

おおい町指令商第 号

住 所
団 体 名
主 催 者 氏 名

年 月 日付けで申請のあったおおい町学生合宿誘致推進事業補助金の交付については、次の条件を付して金 円を交付することに決定したので、おおい町補助金等交付規則第5条の規定により通知する。

年 月 日

おおい町長 ⑩

条 件

- 1 この補助金等の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 3 補助事業に係る証拠書類とともに5年間保存すること。
- 4 補助事業の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合又は補助事業を中止（廃止）する場合は、補助事業変更等承認申請書を提出し、町長の承認を受けること。
- 5 交付した補助金については、その使途及び経理状況について町の監査を受けることがある。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

おおい町長 様

住 所

団 体 名

主 催 者 氏 名

㊞

おおい町学生合宿誘致推進事業計画変更承認申請書

下記のとおり 年 月 日付けおおい町指令商第 号で補助金の交付決定を受けたおおい町学生合宿誘致推進事業を変更したいので、承認されたくおおい町補助金等交付規則第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

	変更前	変更後
補助金額	円	円
変更内容		
変更理由		
添付書類	事業計画変更書（様式第2号）	

様式第5号（第8条関係）

おおい町指令商第 号

住 所
団 体 名
主 催 者 氏 名

下記のとおり 年 月 日付けで事業計画変更承認申請のあった
（ 年 月 日付けおおい町指令商第 号補助金の交付決定を受け
た）補助金については、申請のとおり承認したので、おおい町学生合宿誘致推進事業補助
金交付要綱第8条の規定により通知する。

年 月 日

おおい町長 ⑩

記

変更の対象となった事業計画の内容は事業計画変更書のとおりとし、その他については
おおい町指令商第 号の交付決定通知のとおりとする。

補助金の額は次のとおりとする。

補助金の額	変更前	円
	変更後	円

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

おおい町長 様

住 所

団 体 名

主 催 者 氏 名

㊞

おおい町学生合宿誘致推進事業補助金実績報告書

下記のとおりおおい町学生合宿誘致推進事業が完了したので、おおい町補助金等交付規則第8条の規定により報告します。

記

- | | | | |
|---|----------------|----|----------|
| 1 | 補助金交付決定額 | | 円 |
| 2 | 補助金精算額 | | 円 |
| | 内訳 宿泊延べ人数 | 県外 | 人×1,500円 |
| | 宿泊延べ人数 | 県内 | 人×1,000円 |
| | 地域交流活動延べ人数 | 県外 | 人×250円 |
| 3 | 事業実績内訳書 | | |
| 4 | 宿泊証明書 | | |
| 5 | 地域交流活動報告書 | | |
| 6 | その他町長が必要と認める書類 | | |

様式第7号（第9条関係）

事業実績内訳書

1 高等学校、短期大学又は大学に関すること

団体	住所	
	高等学校、短期大学又は大学等の名称	
	部、クラブ等の名称	
合宿の趣旨、概要等		
宿泊（予定）年月日		年 月 日～ 年 月 日
宿泊人数	実人数	人
	延人数	人
主催者連絡先		
通知等郵送先		

2 宿泊に関すること

住所		名称	
----	--	----	--

3 利用する体育館、文化施設等に関すること

名称	
----	--

4 地域交流活動に関すること

実施年月日		活動人数	
活動場所		活動内容	

5 決算に関すること

収入	金額	支出	金額
合計		合計	

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

おおい町長 様

宿泊施設住所

宿泊施設名称

⑩

旅館業許可指令書番号 福井県

保第

号

宿泊証明書

下記のとおり宿泊したことを証明します。

記

団体	住所	
	高等学校、短期大学又は 大学等の名称	
	部、クラブ等の名称	
宿泊年月日		年 月 日～ 年 月 日
宿泊 人数	実人数	
	延人数	

1 実施日時

2 場所

3 参加人数

4 活動内容

※該当する活動に○をつけてください

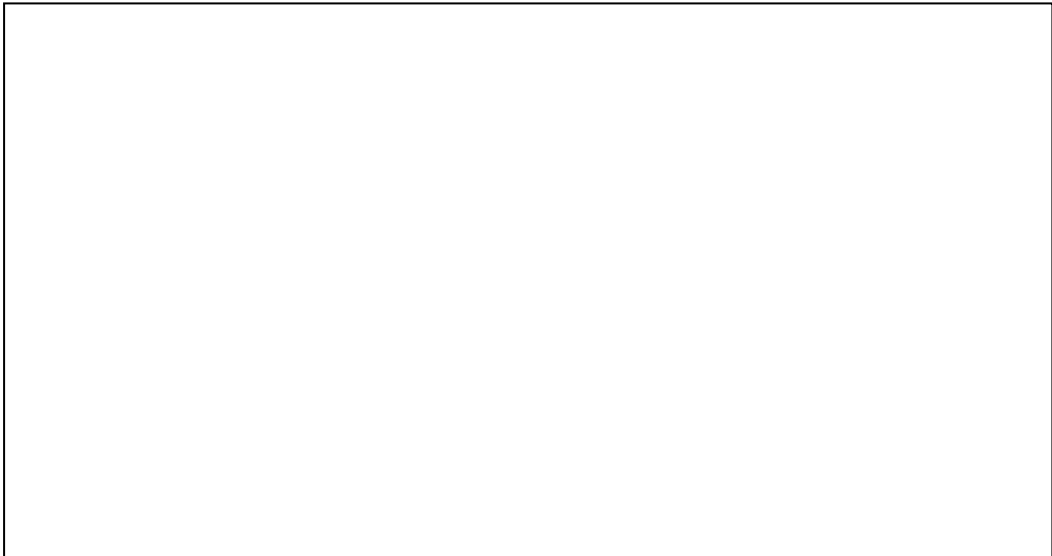
- ①観光施設の見学 ②農林漁業体験 ③ものづくり体験
④スポーツ、文化団体との交流、指導 ⑤地域住民との交流 ⑥その他

（具体的に記載してください）

5 活動内容の証明

※該当する項目に○をつけてください。

- ①領収書等支払額の証明書
②活動写真（交流試合や合同練習等の場合、相手方の学校や団体名がわかるもの）
③その他



様式第10号（第9条関係）

おおい町指令商第 号

住 所
団 体 名
主 催 者 氏 名

年 月 日付けおおい町指令商第 号で交付決定をし、（ 年
月 日付けおおい町指令商第 号で変更交付決定をした）補助金について、次
のとおり額を確定したので、おおい町学生合宿誘致推進事業補助金交付要綱第9条の規
定により通知する。

年 月 日

おおい町長 ⑩

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第11号（第10条関係）

年 月 日

おおい町長 様

住 所
団 体 名
主 催 者 氏 名

㊞

おおい町学生合宿誘致推進事業請求書兼振込依頼書

年 月 日付けおおい町指令商第 号で交付の確定した補助金について、下記の金額を請求します。

記

請求金額	金 円	
振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座番号	普通 _____ ・ 当座 _____
	フリガナ	
	口座名義	
添付書類		